

第1回和歌山県観光振興財源検討部会 における審議結果について

第2回和歌山県観光振興財源検討部会

令和8年6月3日

第1回和歌山県観光振興財源検討部会で頂いた御意見

(1) 制度設計について

部会委員の御意見	事務局としての見解
オーバーツーリズムになっていない和歌山県において、宿泊税を導入する必要があるのか	・ プロモーション等を強力に推進するとともに、観光地としての魅力向上を図り、更なる宿泊客増加に繋げることを目的に検討を開始
事業者のコスト（人件費・時間・諸経費等）に配慮して、制度設計をして欲しい	・ アンケートや説明会等を通じ、懸念点等を把握していく ・ 徴収事務の簡素化を図るなど、他の先行自治体を参考にできる限りの負担軽減に努める
全ての宿泊事業者に宿泊する者から徴収するようにしてほしい	・ 課税対象について、下記施設への宿泊者を検討 ①旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所 ②住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅（民泊）
外国人旅行者のみに特別の負担を求めることは考えられるのか	・ 新たに外国人旅行者に特別の負担を求めることについては、法的・実務的での課題が多い ・ 観光地で生じる課題は、外国人旅行者のみに起因するものではなく、負担の根拠を明確に示すことが困難

外国人旅行者のみに特別の負担を求めることについて（参考）

- 外国人旅行者のみに特別の負担(徴収金)を求めることについて、大阪府が研究を進めていたが、導入を断念した事例がある
- 具体的には、法的観点や実務的観点での課題が多いことに加え、観光地で生じる課題は、必ずしも外国人旅行者のみに起因するものではなく、負担の根拠を明確に示すことが困難であることから、外国人旅行者のみに特別の負担を求める制度の創設を見送るというもの

1

外国人旅行者に負担を求める必要性、目的

- 観光地において生じる課題は、国内外を問わず旅行者全般に共通するため、外国人旅行者のみに特別の負担を求める合理的な根拠を明確に示すことは困難

2

法的・税制面の検証

- 租税条約の国籍無差別条項について「国又は地方公共団体が課す全ての租税に適用される」と定めがあり、国の「国際観光旅客税（出国税）」の制度創設時においても、日本人と外国人によって差を設けないことを前提とした議論が展開されている
- このことから、「外国人旅行者」に限って課税する場合は、国籍無差別条項に抵触する可能性

3

実務面での検証

- 宿泊施設については、外国人か否かといった確認作業は行っていないため、宿泊施設における事務負担の増加が懸念

出所：宿泊税に係る制度の在り方等について（第二次答申）（大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議）

➤ 大阪府は、「国籍や居住地を問わず等しく徴収する宿泊税を活用することが最も合理的である」と結論

第1回和歌山県観光振興財源検討部会で頂いた御意見

(2) 使途について

部会委員の御意見	事務局としての見解
使途の内容について丁寧な説明を	・ 先行導入している他府県を参考に、「観光資源の魅力向上」「効果的な情報発信」「受入環境の整備」「観光振興の体制強化」といった分類で宿泊税を活用した事業を検討【後述】 ・ 県内7か所で開催する宿泊事業者向け説明会において、使途についての意見交換等を実施予定【後述】
宿泊税を導入することにより、宿泊数が増加するような滞在型観光を進めて欲しい	
宿泊産業が強くなるような配慮を	
宿泊税導入により、地域がどのように変化するかイメージできるようにして欲しい	

(3) その他

部会委員の御意見	事務局としての見解
徴税と併せて正確な宿泊データを入手でき、戦略的に観光を進めていくための重要な情報となる	・ 和歌山県全体の観光振興に繋がられるように使い方を検討していきます
宿泊事業者が旅行会社に支払うクーポン手数料の割合が高く、宿泊税を課すことでさらに負担が増す	・ 旅行業を営まれている委員の皆様からの御意見を伺います

宿泊事業者向けアンケート結果について

第2回和歌山県観光振興財源検討部会

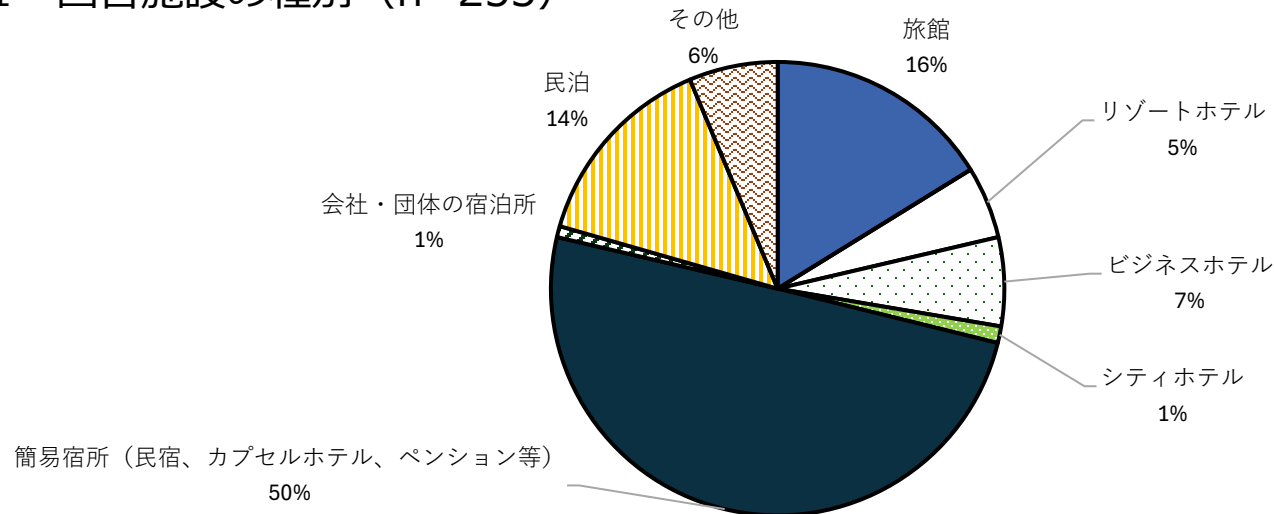
令和8年6月3日

県内宿泊事業者向けアンケート結果

調査概要

- ①調査対象 令和8年3月31日時点で旅館業の許可を受けている事業者及び住宅宿泊事業の届出を行っている事業者
- ②調査期間 令和8年5月13日～令和8年5月29日
- ③調査内容
 - ・施設状況
 - ・年間の宿泊者数について
 - ・宿泊税の使途について など
- ④回収実績 送付数 1,498事業者（※不着等98件を除いて）
回答数 253件 回答率…16.8%

Q1 回答施設の種別（n=253）



県内宿泊事業者向けアンケート結果

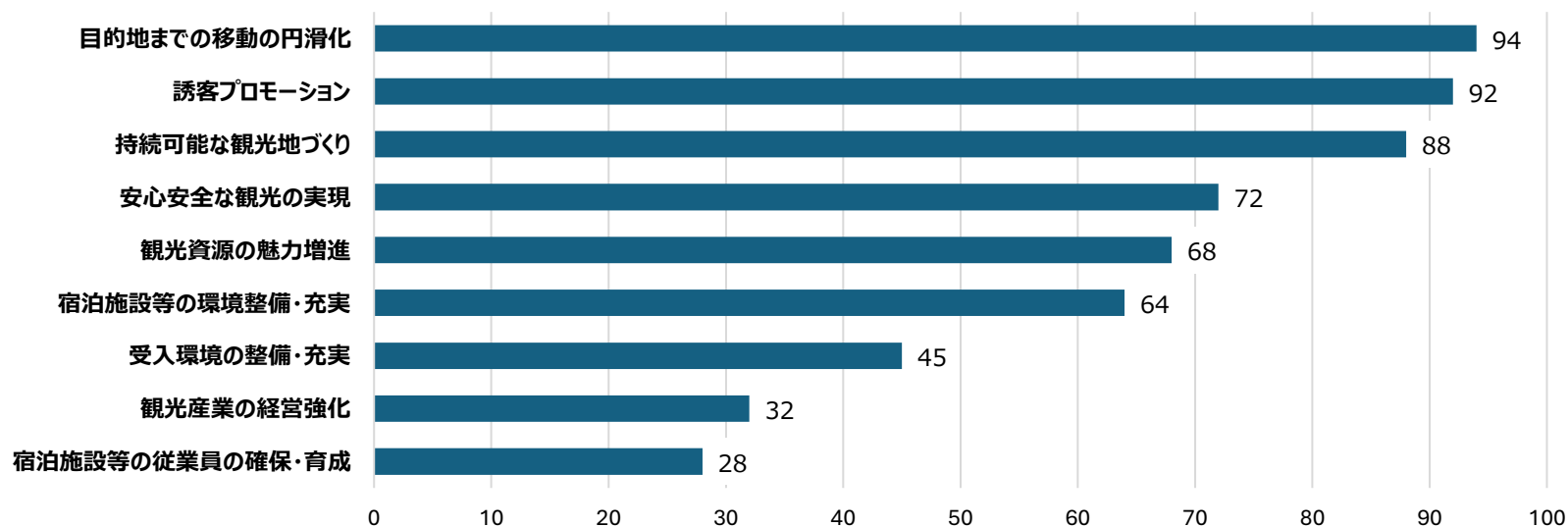
Q3、Q4 区分ごとの宿泊者数（n=251）

宿泊料金区分	宿泊者数（人）	割合
10,000円未満	612,535	37.7%
10,000円以上 20,000円未満	520,944	32.1%
20,000円以上 50,000円未満	469,605	28.9%
50,000円以上	19,679	1.2%
計	1,622,763	100%

（参考）令和7年宿泊者数 約547万人泊（観光客動態調査速報値）

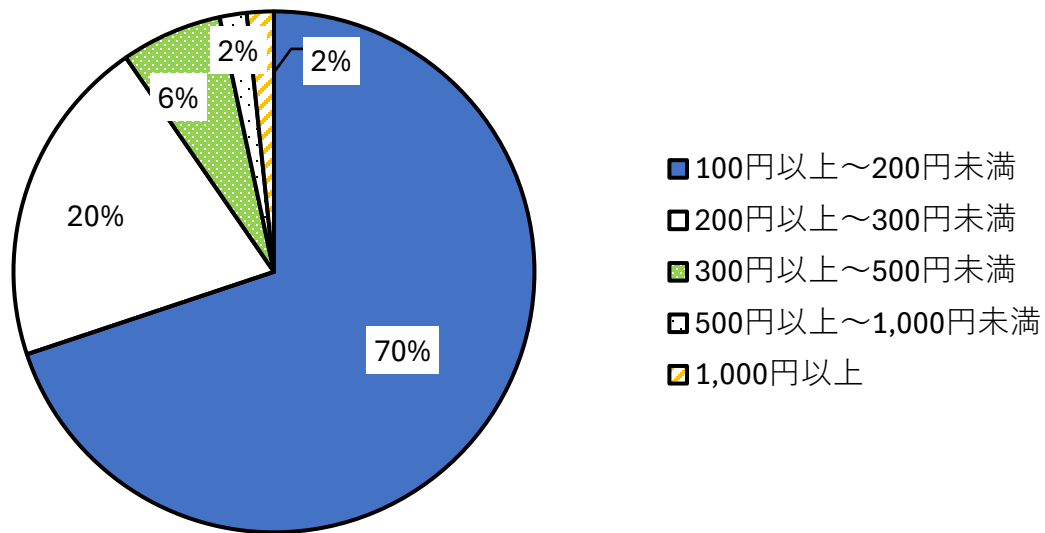
Q5 宿泊税の使い道について（最大3つまで）（n=239）

（単位：件）

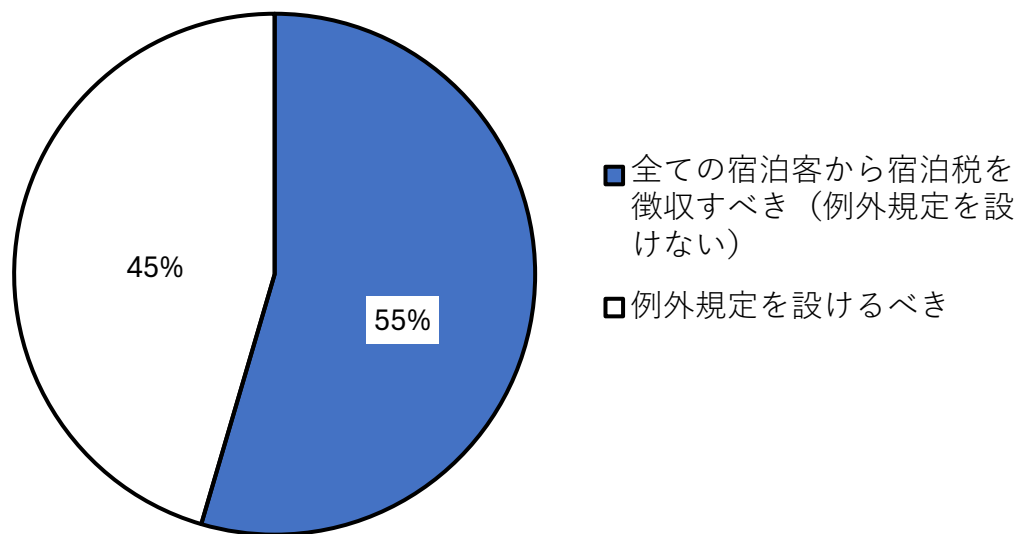


県内宿泊事業者向けアンケート結果

Q6 1人当たりの宿泊税の金額はどの程度が妥当と考えますか（n=239）



Q7-1 宿泊税の徴収対象について（n=242）



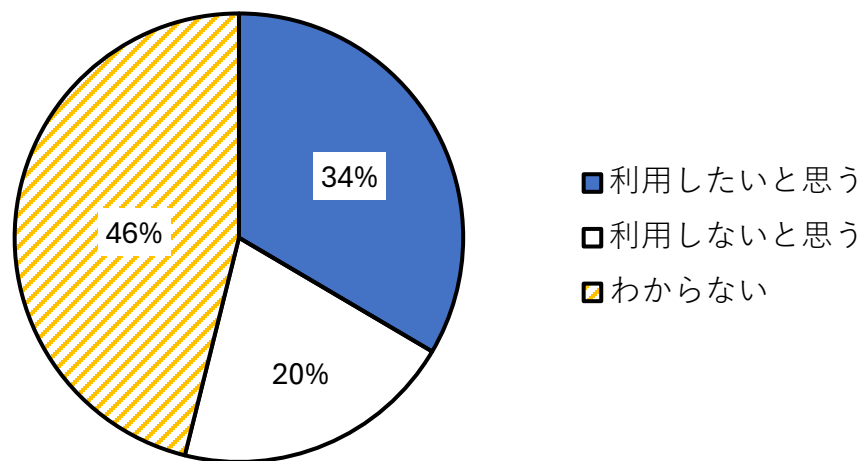
Q7-2 宿泊税の徴収対象について（n=110）

設ける例外規定	件数
学校行事への参加者（引率者含む）	66
年齢制限	74

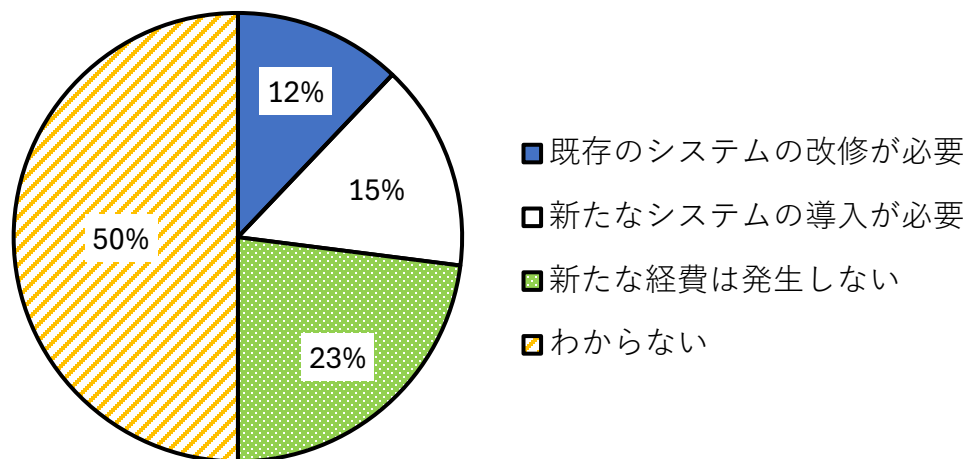
※複数回答可

県内宿泊事業者向けアンケート結果

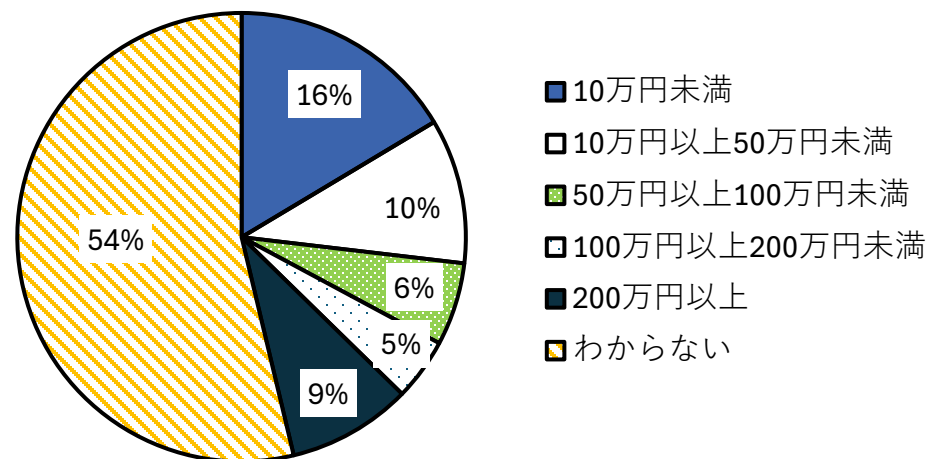
Q8 eLTAX利用希望について (n=245)



Q9-1 会計システムの改修について (n=248)



Q9-2 改修に必要な経費の規模について (n=67)



Q10.宿泊税に関する主なご意見（自由記述）

- 早急に導入すべき
- 導入ありきではなく、使途まで含めて慎重に設計すべき
- 受入環境整備、DX、人材確保、観光防災など基盤強化に重点化すべき
- インバウンド対策やオーバーツーリズム対策に使うならよい
- 宿泊税は地域整備や観光振興に限定して使ってほしい
- 物価高や旅行コスト上昇の中でさらに負担を増やすべきでない
- 観光客減少や宿泊需要の低下が心配
- 小規模宿泊施設や零細事業者には負担が重すぎる
- 事務負担・システム改修負担が大きい
- 県や国が負担すべきで、宿泊者や事業者に転嫁すべきでない
- 白浜町内において二重課税となる点や入湯税との重複が懸念される
- 低料金宿・小規模施設は対象外にしてほしい
- 外国人のみ徴収してほしい
- 導入時期は慎重に検討すべき

今後の意見交換予定

○県内宿泊事業者向け意見交換会の実施

- ・ 県内 7 か所で意見交換会を実施予定
- ・ 各事業者へはアンケート発出時に通知

	日程	会場
第 1 回	6月10日（水）	有田振興局大会議室
第 2 回	6月26日（金）	東牟婁振興局大会議室
第 3 回	6月29日（月）	日高振興局大会議室
第 4 回	6月30日（火）	那賀振興局大会議室
第 5 回	7月 2日（木）	伊都振興局大会議室
第 6 回	7月 3日（金）	県民文化会館大会議室
第 7 回	7月 7日（火）	Big・U会議室 1

今後は、関係団体・事業者への訪問も含めて様々な機会を通じて、宿泊事業者との積極的な意見交換を実施するとともに、各事業者の宿泊税への期待や不安・懸念の把握に努めていきます。

(参考) 調査様式

宿泊税の検討に関するアンケート

<回答者情報>

事業者(企業) _____
 施設名 _____
 施設所在地 _____
 連絡先 (電話) _____ (メール) _____
 担当者 _____

※回答上の注意

(旅館業法上の許可を受けている事業者様)

「施設ごと」に送付しております。お手数ですが、営業施設ごとに御回答いただくようお願いいたします。

(住宅宿泊事業法上の届出をしている事業者様)

「事業者ごと」にお送りしております。各項目につきましては和歌山県内にて管理・営業されている施設を合計した数値をご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

貴施設の情報について

Q 1 貴施設の宿泊施設の種類を選択してください。

- ☐ 旅館 ☐ リゾートホテル ☐ ビジネスホテル ☐ シティホテル
☐ 簡易宿所(民宿、カプセルホテル、ペンションなど) ☐ 会社・団体の宿泊所
☐ 民泊 ☐ その他(_____)

Q 2 貴施設の客室数および収容人員について教えてください。

(令和8年1月1日時点の、客室数及び法定の収容人員を記入してください)

客室数 _____ 室、収容人員 _____ 名

Q 3 貴施設の1年間の延べ宿泊者数について教えてください。

宿泊者数 _____ 人泊

宿泊税の検討に関するアンケート

Q 4 貴施設の**宿泊料金**^(※1)区分ごとの宿泊者数について教えてください。

年間延べ宿泊者数		人泊 (※2)
料 金 内 訳	10,000 円未満	人泊
	10,000 円以上 20,000 円未満	人泊
	20,000 円以上 50,000 円未満	人泊
	50,000 円以上	人泊

←Q 3の宿泊者数を
記載ください

※1 本調査における**宿泊料金**とは、飲食代等を除き、サービス料等を含んだ金額とします。
(宿泊料金に含まれないもの)

- ・ 飲食代
- ・ カラオケ等の金額
- ・ 会議室の使用等に係る金額
- ・ チップ、祝儀等の金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の金額

宿泊料金のみ算出が困難な場合は、朝夕2食付きの場合は宿泊単価の60%を、夕食付きの場合は宿泊単価の70%を、朝食付きの場合は宿泊単価の90%の金額の区分に記載願います。

※2 単位は**人泊**になります。宿泊料金は1泊ごとに1人あたりの金額を算出してください。

(例) 2連泊以上、同一料金の宿泊施設に泊まった場合…該当する料金区分に泊数をカウント

2連泊以上、異なる料金の宿泊施設に泊まった場合…各料金区分に泊数をカウント

1棟貸しの場合…1室(1棟)あたりの宿泊料金を利用者数で除した料金の該当する料金区分に泊数をカウント

宿泊税の使い道について

Q 5 宿泊税を活用してどのような使い道を期待しますか。(複数選択可(最大3つまで))

- ☐ 誘客プロモーション(雑誌、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信など)
☐ 観光資源の魅力増進(ガイド人材の確保・育成、地域資源を生かした観光プログラムづくりなど)
☐ 観光産業の経営強化(DMOやDMCの運営・機能強化の支援など)
☐ 目的地までの移動の円滑化(バスやタクシー等の二次交通の維持充実など)
☐ 持続可能な観光地づくり(文化財等の維持修繕、景観保全など)
☐ 受入環境の整備・充実(観光地での多言語案内の整備など)
☐ 宿泊施設等の環境整備・充実(バリアフリー化、デジタル技術活用に向けた支援など)
☐ 宿泊施設等の従業員の確保・育成(就職フェアの開催、おもてなし研修の実施など)
☐ 安心安全な観光の実現(観光客のための災害対策や予防など)

(参考) 調査様式

宿泊税の検討に関するアンケート

宿泊税の仕組みについて

Q 6 1人当たりの宿泊税の金額はどの程度が妥当と考えますか。

☐ 100 円以上～200 円未満
☐ 200 円以上～300 円未満
☐ 300 円以上～500 円未満
☐ 500 円以上～1,000 円未満
☐ 1,000 円以上

(参考～先行導入している自治体の税額)			
大阪府		広島県	
5,000 円以上 15,000 円未満	200 円	6,000 円以上 200 円	宿泊料金の 2% (上限 2,000 円)
15,000 円以上 20,000 円未満	400 円		
20,000 円以上	500 円		

Q 7 特定の宿泊客から宿泊税の徴収について、適切と考えるものを選択してください。

☐ 全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき (例外規定を設けない)
☐ 年齢制限を設け徴収すべき
☐ 修学旅行等学校行事への参加者 (引率者含む) は免除すべき

申告に係るシステム等について

Q 8 宿泊税が導入され、eLTAX_※での宿泊税の電子申告が可能となる場合、貴施設での利用について、どのように考えますか。

※地方税ポータルシステムの呼称、地方税の手続をインターネットで電子的に行うシステム。
☐ 利用したいと思う ☐ 利用しないと思う ☐ わからない

Q 9 貴施設の申告に関する体制について、最もあてはまるものを選択してください。

(1) 宿泊税を導入する場合、貴施設で使用している会計システムの改修について
☐ 新たな経費は発生しない ☐ 既存のシステムの改修が必要
☐ 新たなシステムの導入が必要 ☐ わからない

(2) (1)で「既存のシステムの改修が必要」「新たなシステムの導入が必要」を選択した場合、必要な経費について
☐ 10 万円未満 ☐ 10 万円以上 50 万円未満 ☐ 50 万円以上 100 万円未満
☐ 100 万円以上 200 万円未満 ☐ 200 万円以上 ☐ わからない

宿泊税の検討に関するアンケート

その他

Q 10 宿泊税の導入に関して御意見等ありましたら御記入ください。

例：宿泊税の導入にあたって、懸念事項や宿泊税の使途など

お忙しいところアンケートに御協力いただきましてありがとうございました。

宿泊税の活用施策例について

第2回和歌山県観光振興財源検討部会

令和8年6月3日

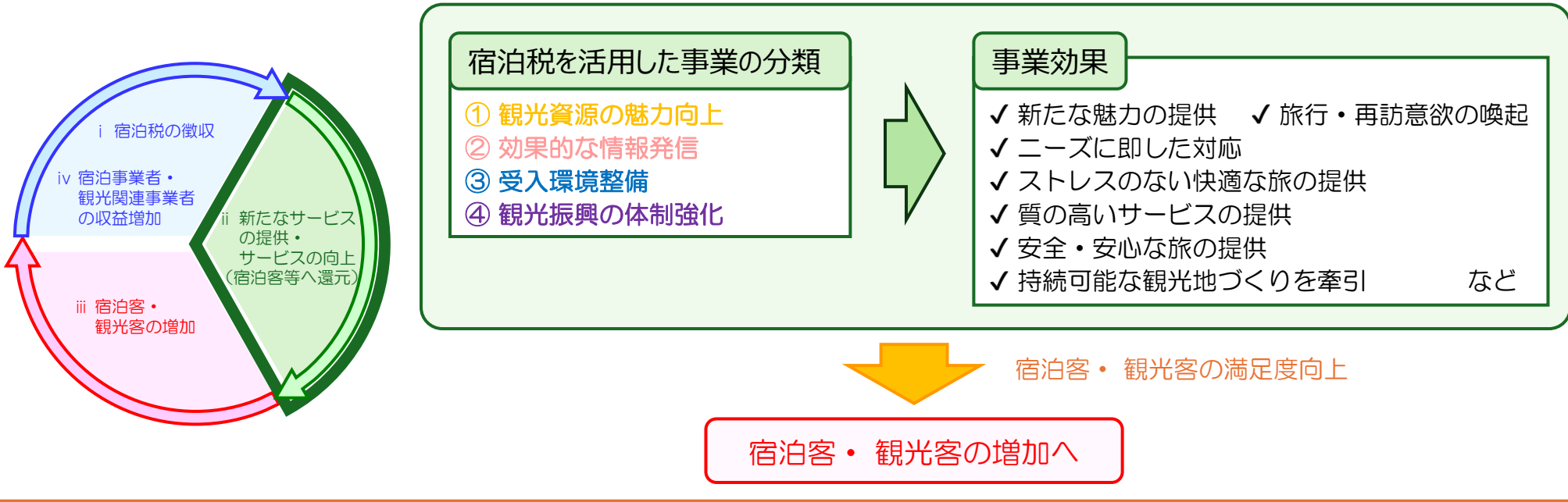
宿泊税導入に向けて

観光振興における課題

- 人口減少・少子高齢化による国内旅行者数の伸び悩み・観光人材の不足
- 観光の多様化への対応
 - 季節的、地理的要因による観光需要の偏在
- 国際情勢の変動等によるインバウンド需要の変化
 - 多発化・激甚化する自然災害の猛威

安定的な財源（宿泊税）を確保・活用し、各種事業を実施

宿泊税を活用した好循環のサイクル



総合計画の数値目標達成

KGI（重要目標達成指標）	2024年	2030年（目標）	2040年（目標）
旅行消費額	2,781億円	2,900億円	3,100億円
うち訪日外国人旅行消費額	179億円	300億円	500億円

宿泊税を活用した事業イメージ（他自治体事例）

①観光資源の魅力向上

i 観光コンテンツの造成

- ・観光消費額、単価の向上を目指した、新たな観光コンテンツの造成
（ナイトタイムや早朝の体験等、宿泊へ繋げるためのコンテンツ造成に向けた事業など）

事業名	自治体名	事業概要												
ナイトカルチャー発掘・創出事業	大阪府	「ナイトカルチャーの発掘・創出」のため、主にインバウンドの観光客を対象とした夜間公演等のナイトカルチャー事業に取り組む事業者に対し、事業の立ち上げ等に必要な経費を補助 補助率…1/2以内 上限額… <table><tr><td></td><td>1年目</td><td>2年目</td><td>3年目</td></tr><tr><td>通常枠</td><td>500万円</td><td>250万円</td><td>125万円</td></tr><tr><td>拡大枠</td><td>1,500万円</td><td>750万円</td><td>375万円</td></tr></table>		1年目	2年目	3年目	通常枠	500万円	250万円	125万円	拡大枠	1,500万円	750万円	375万円
	1年目	2年目	3年目											
通常枠	500万円	250万円	125万円											
拡大枠	1,500万円	750万円	375万円											
観光コンテンツ創出等支援事業補助金	宮城県	- 観光消費拡大に資する観光コンテンツ創出に係る取組等に対して、補助金を交付 (1) 観光コンテンツの新規造成 (2) 既存観光コンテンツの磨き上げ (3) 観光に係る広域連携の取組 (4) 地域の観光課題の解決に向けた調査等 補助率…1/2以内 又は 2/3以内 上限額…200万円												

宿泊税を活用した事業イメージ（他自治体事例）

①観光資源の魅力向上

ii 旅行需要の平準化

- ・ 季節、地域の偏在化を解消するための事業を実施（閑散期の誘客キャンペーン、県民向けキャンペーンなど）
- ・ 需要喚起事業の実施（おひとり様クーポン、平日クーポン、県民割など）

事業名	自治体名	事業概要
ふくおか平日おトク旅	福岡県	補助額…旅行代金20%割引 上限金額…3,000円/人泊※旅行代金の下限なし 対象期間…5月7日～ 7月17日の土曜日を除く期間 助成対象…福岡県内での宿泊及び宿泊を伴う旅行商品 （福岡市・北九州市を除く）

②効果的な情報発信

i プロモーションの強化

- ・ 周年イベント等に向けた計画的なプロモーションの実施
- ・ テーマに応じたプロモーションの実施

事業名	自治体名	事業概要
信州デスティネーションキャンペーン推進事業費	長野県	・ 令和9年度の信州デスティネーションキャンペーンに向けて、関連イベントの開催や周遊企画の試行などプレキャンペーンを実施
県内温泉地への誘客・周遊推進費	福岡県	・ 県内の食と温泉地を紹介する特設ページ開設 ・ 県外発の温泉地に宿泊する旅行商品造成支援 ・ 県内温泉地への宿泊を促す夜間・早朝イベントの実施

宿泊税を活用した事業イメージ（他自治体事例）

③受入環境整備

i 観光施設の環境整備

- ・ Wi-Fiスポットの整備・拡充
- ・ 観光関連施設の整備補助等

事業名	自治体名	事業概要
Osaka Free Wi-Fi設置促進事業	大阪府	・ Wi-Fi環境を整備して、多数の旅行者を呼び込む意欲のある施設に対し、Open Roaming対応機器設置のために必要となる費用の2/3以内を補助

ii 文化的景観の保全

- ・ 地域の伝統文化や芸能、伝統産業の保全や継承に係る取り組みの支援

事業名	自治体名	事業概要
伝統行事助成・祇園祭山鉾修理	京都市	・ 京都に古くから伝わる伝統行事を絶やさず未来へ引き継いでいくため、伝統行事の執行や懸装品等の新調に対し支援

iii 周遊を目的にした二次交通整備

- ・ ライドシェア、オンデマンド交通、手ぶら観光等による交通改革の実施
- ・ キャッシュレス対応や各交通手段のMaas化に向けたシステムの導入

事業名	自治体名	事業概要
信州観光MaaS推進事業	長野県	・ 旅行者の利便性向上や移動情報等の取得によるデータマーケティングを進めるため、公共交通や観光施設等の利用に係る検索・予約・決済手段を一元化する観光MaaSの実装に向けたMaaSシステムの構築及び運営
レンタカーを活用した県内周遊促進事業	宮城県	・ 県内滞在時間の長期化を図るため、県内営業所からレンタカーを借受け、県内宿泊施設に宿泊した方へのインセンティブ付与

宿泊税を活用した事業イメージ（他自治体事例）

③受入環境整備

iv 県内宿泊施設の魅力向上

- ・ 宿泊施設の高付加価値化を目的にした事業の実施
（例：POSシステムの導入、デジタル化、キャッシュレス化、バリアフリー化、多言語対応等支援等）

事業名	自治体名	事業概要												
宿泊事業者のサービス向上に資する設備投資等への助成	福岡県	宿泊税を活用し、県内宿泊業の持続的な成長の促進と本県の観光産業の高付加価値化を図るため、宿泊事業者が実施する生産性向上の取組やユニバーサルツーリズムの推進に資する設備投資等を支援 補助率…1/2 <table><tr><th colspan="2">申請区分</th><th colspan="2">補助限度額</th></tr><tr><td colspan="2">一般枠</td><td colspan="2">300万円</td></tr><tr><td>ユニバーサル ツーリズム 対応枠</td><td>施設改修 ----- 機器の導入</td><td>500万円(A) ----- 50万円(B)</td><td>A・B合計して 500万円</td></tr></table>	申請区分		補助限度額		一般枠		300万円		ユニバーサル ツーリズム 対応枠	施設改修 ----- 機器の導入	500万円(A) ----- 50万円(B)	A・B合計して 500万円
申請区分		補助限度額												
一般枠		300万円												
ユニバーサル ツーリズム 対応枠	施設改修 ----- 機器の導入	500万円(A) ----- 50万円(B)	A・B合計して 500万円											
宿泊施設における滞在環境向上事業	長野県	高付加価値化やユニバーサル化等、観光客の満足度向上や安全対策に取り組む宿泊事業者を支援 補助率…1/2 上限額…250万円												

④観光振興の体制強化

i マーケティングの強化

- ・ モバイル空間統計等により収集した正確な観光客の情報をオンタイムで確認・分析できるシステム及びプラットフォームの構築
- ・ 収集した情報を活用するための県内関係事業者への説明会実施や相談窓口の設置
- ・ AIによる需要予測モデルを導入し、可視化及び常時データにアクセス可能な環境の整備、事業者の業務効率化と消費拡大

事業名	自治体名	事業概要
データマーケティング推進事業	大阪府	・ 府内市町村が、国内旅行者の観光消費額データや滞在データ等に基づく適切な観光地経営を実施できるよう大阪観光局と連携し、府域一体のデータマーケティング基盤を整備。市町村職員にも活用できるよう、技術的な支援を実施
観光情報の戦略的発信・活用推進事業	長野県	・ 県公式観光サイト「Go NAGANO」の改修により情報発信力強化を図るとともに、県内観光団体の観光統計データを共有・分析できる仕組みを提供

ii DMOの体制強化

- ・ 観光連盟内にマーケティングやデータ分析を専門的に行う人員の確保とシステムの構築
- ・ 県内地域DMO支援策の実施

事業名	自治体名	事業概要
地域DMO支援事業	倶知安町	・ 地域DMOと連携した2次交通整備、観光DX等の受入環境整備、観光入込の繁閑差解消事業、町民優待促進による観光の地域理解促進、人手不足緩和事業、地域DMOの人材強化など

④観光振興の体制強化

iii 観光人材の確保・育成

- ・観光人材の確保に向けた支援事業の実施（観光産業を対象とした雇用機会の創出等）
- ・明日の観光を担う人材の育成を目指した事業の実施
- ・新規参入者や若年ガイドを対象に、セミナーや実施研修の実施。また、事業所とのマッチング等を通じ、ガイド業として生計を立てられるようなキャリア構築を支援

事業名	自治体名	事業概要
観光人材確保加速化事業	北海道	・地方の厳しい人材不足に対応するため、道内各地域の観光関連事業者向けの研修会やセミナー等を実施
観光人材育成事業	長野県	・観光業の高付加価値化を図るための人材育成講座の実施 ・地域DMO、観光協会の体制強化のための組織間の人材活用の仕組みづくりや専門研修の実施
福岡県宿泊業雇用促進事業	福岡県	・インターンシップ導入と外国人材受入に関する理解促進を図るためのセミナーの開催（4回/年） ・事業者と地元大学の就職窓口や学生をつなぐマッチングイベントの実施（2回/年） ・合同会社説明会の実施（3回/年） ・事業者向け個別相談の実施（10施設程度/年）

④観光振興の体制強化

iv 災害時対応強化

- ・感染症拡大等の社会状況や、観光ニーズの変化、風評被害、自然災害による影響等に早期に対応するための支援や備えるための基金を設立
- ・観光客のための防災対策の実施

事業名	自治体名	事業概要
観光客用防災備蓄物品整備事業	倶知安町	・ 災害により被災。緊急避難した観光客のための防災備蓄物品の整備を実施
外国人旅行者安全確保事業費	大阪府	・ 宿泊施設・観光施設の事業者向けに、外国人旅行者の帰国支援方策の周知・啓発のためのガイドラインを作成・配布するとともに、宿泊施設客室内に配架する防災ガイド（リーフレット）を作成 ・ 災害時に「Osaka Safe Travels」を活用してもらうため、広報カードを作成・配布し、周知を図る
観光交流基金積立金	長崎市	・ 国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業（観光キャンペーン等）や緊急時に活用するための積み立てを実施

宿泊税の制度設計に向けた論点整理について

第2回和歌山県観光振興財源検討部会

令和8年6月3日

制度設計案（たたき台）の提示

- 第1回部会での意見を踏まえ、納税者、特別徴収義務者の双方にとってわかりやすいシンプルな制度とする
- 併せて、特別徴収義務者への事務負担をなるべく少なくする制度となるよう検討する
- なお、総務省から、県と市町村が併課する場合、調和のとれた宿泊税の制度設計を行う必要があると指摘を受けている状況

	一律定額制	段階的定額制	定率制	備考
①課税客体	和歌山県に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法 第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設 ・住宅宿泊事業法 第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅			・ 白浜町と整合
②課税標準	宿泊施設への宿泊数		宿泊料金	・ 定額制と定率制で異なる
③納税義務者	宿泊施設への宿泊者			・ 白浜町と整合
④税率	宿泊者1人1泊 ●円	宿泊者1人1泊 ●円～●円	宿泊料金（1人1泊につき）定率●％ ※宿泊料金は食事代等を含まない、素泊まり料金のこと	・ 財政需要と相関
⑤免税点 仮	免税点は設けないことが考えられる			・ 白浜町と整合
⑥課税免除 仮	・ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者 白浜町:12歳未満の者			・ 調整中
⑦徴収方法	特別徴収			・ 白浜町と整合
⑧申告・納入方法	毎月末日までに前月分を申告納入する ただし、一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける			・ 白浜町と整合
⑨特別徴収義務者交付金	納期限納入額の3％ (納入額の2.5％を基本とし、導入当初は0.5％を加算するもの)			・ 白浜町と整合
⑩罰則	特別徴収義務者が証票の掲示義務や帳簿の記載義務等に違反した場合、 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金等			・ 白浜町と整合
⑪課税期間・見直し時期	施行後3年、その後は5年ごとの見直し			・ 白浜町と整合

制度設計案（たたき台）の提示（税率別の制度比較）

	税率	概要	税負担のイメージ
定額制	一律定額	宿泊料金や施設の種別に関わらず、1人1泊あたり同額を課税する方式 (例) 一律200円/人泊	The graph shows a horizontal red line at 200 yen on the y-axis (Tax Burden) against the x-axis (Accommodation Cost). The y-axis is labeled '税負担額' and has a mark at 200円. The x-axis is labeled '宿泊料金'.
	段階的定額	宿泊料金に応じて数段階に分け、それぞれに異なる定額を課税する方式 (例) 1万円未満 200円、 1万～2万円未満 300円、 2万円以上 500円/人泊	The graph shows a step-wise red line on the y-axis (Tax Burden) against the x-axis (Accommodation Cost). The y-axis is labeled '税負担額' and has marks at 200円, 300円, and 500円. The x-axis is labeled '宿泊料金' and has marks at 1万円, 2万円, and 5万円. The line is at 200 yen for costs up to 10,000 yen, jumps to 300 yen for costs between 10,000 and 20,000 yen, and jumps to 500 yen for costs of 20,000 yen or more.
定率制	定率	宿泊料金に一定の税率を乗じて課税する方式 (例) 宿泊料金の2%	The graph shows a linear red line starting from the origin on the y-axis (Tax Burden) against the x-axis (Accommodation Cost). The y-axis is labeled '税負担額' and has marks at 200円, 400円, and 1,000円. The x-axis is labeled '宿泊料金' and has marks at 1万円, 2万円, and 5万円. Dashed lines connect the points (10,000, 200), (20,000, 400), and (50,000, 1,000) on the line to the axes.

制度設計案（たたき台）の提示（税率別の特徴比較）

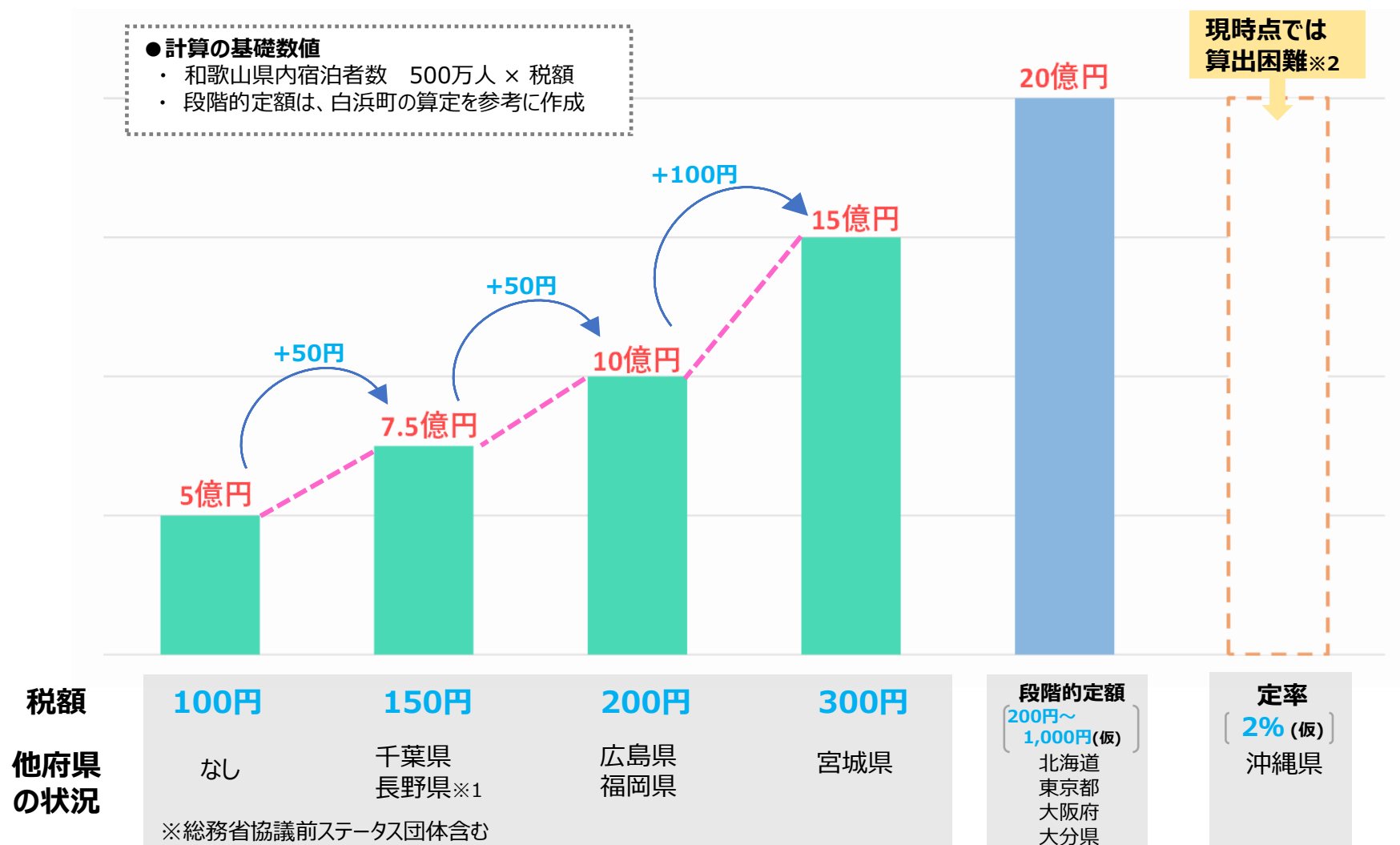
- 宿泊事業者の事務負担の観点では、**定額制**によるメリットが大きく、税収額や宿泊者の観点では、**定率制**にメリットがある
- その他、宿泊税を原資とした施策展開によって宿泊事業者が享受するメリット等を踏まえた検討も重要となる
- なお、本県では、先行自治体との関係から、併課によって生じる事業者の事務負担の影響に関しても留意する必要がある

		一律定額制	段階的定額制	定率制
税収額		△ 宿泊料金単価の向上が税収に影響しない ⇒インフレやデフレに対応できない		○ 宿泊料金単価の向上に伴い税収が増加する ⇒物価高騰等の経済状況に適応
宿泊者の負担		△ 低廉な宿泊費に対する負担感が大きい ⇒質（単価、季節性）が変わっても税額は同じ		○ 宿泊費に対応した税額 ⇒質（単価、季節性）、負担能力に応じた税額
事業者の負担	フロントオフィス	△ 決済時（宿泊料金確定後）又はC/O時に徴収		△ 決済時（宿泊料金確定後）又はC/O時に徴収
	バックオフィス	税額の計算・表示	○ 税額が分かりやすい	△ 税額決定のため算出が必要
	従業員向け研修	○ 簡略化が可能	△ マニュアルや研修の複雑化	△ マニュアルや研修の複雑化
	客室価格の調整	○ 調整の事務負担が小さい	△ 税額が料金の形成に影響	○ 調整の事務負担が小さい ⇒販売価格＝客室単価+2% (沖縄県制度の場合)
	先行事例	○ 国内事例は多い		△ 国内事例は少ないが海外では一般的 (インバウンド客には説明しやすい)

※県と市町村の制度が異なる場合、それぞれに対応する必要がある

制度設計案（たたき台）の提示（税率設定に関する論点整理）

- 税率設定については、「**想定される税收**」と「**納税者の負担が著しく過重とらないか**」という2つの視点での検討が重要
- その上で、「**財政需要から見込まれる税收の規模**」と「**宿泊者数**」によって、1泊あたりの具体的な税額が算出される



※1 制度開始3年以降かつ市町村と併課する場合の税率

※2 定率制については、宿泊料金別シェア等を参考に算出することが考えられる

各論の検討

- 白浜町が検討中の、**免税点の制度を設けないことについて**、考え方を整理。
＜基本的な考え方＞
- 免税点とは、一定の要件（宿泊税の場合、宿泊料金に応じて設定する区分）を満たさなければ課税しないとする制度。
- 白浜町は、受益者負担、公平性の観点から宿泊料金区分による免税点（宿泊料金による課税免除）を設けないと整理。
- 補足すると、免税点の設定の有無を問わず『宿泊客が受ける行政サービスに変わりがない』という考えは各自治体で共通しており、広く課税し公平性を確保するか、宿泊事業者の負担等に配慮して設定するか、いずれかの対応に関して検討が必要。

分類	先行事例のまとめ・詳細	考え方
免税点を設けないことについて	● 福岡県（観光振興財源検討会議 報告書） ● 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当である。 ● 宿泊客は宿泊以外にも移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられる。 ● 以上のことから、免税点を設けないことが適当であると考えられる。	● 宿泊者は、サービスを一定程度受けるものと考えられるほか、宿泊者は宿泊料金にとどまらない一定の消費力・担税力を有するものと考えられる。 ● また、宿泊事業者が、宿泊税を原資とした政策のメリットを宿泊料金を問わず享受できることを考えた場合、その行政サービスに要する財源についても、それぞれが徴収事務を担って広く公平に分ち合うことが望ましい。 ● そのため、「課税の公平性」の観点から、免税点は設けないとすることが望ましいと考えられる。
免税点を設けることについて	● 宮城県（宮城県観光振興財源検討会議 報告書） ● 宿泊者は、宿泊以外にも交通機関による移動や飲食、土産品の購入等、様々な消費行動を伴うことが多くなることから、一定以上の担税力を有していると考えられるものの、税の公平性の観点から、宿泊者の担税力に見合った課税をすることが適当である。 ● 長野県（長野県観光振興財源検討部会 報告書） ● 免税点の設定は、徴税コスト等税務行政上の要請に基づくものでもあるので、県において、設定の要否について検討していただきたい。 長野県は、低額の宿泊料金への宿泊に配慮し、免税点を設定	

方向性（案）

- 先行自治体を参考に、宿泊料金にかかわらず、宿泊客に対する公共サービスは同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当であるとの考えのほか、今後展開される観光政策のメリットをすべての宿泊事業者が享受できるという観点から、免税点の制度を設けないことが考えられる。

各論の検討

- 白浜町が検討中の、**12歳未満の者の宿泊税を課税免除する案**について、考え方を整理。

<基本的な考え方>

- 白浜町は、宿泊税の免除対象を入湯税と揃えることで、事業者側の混乱を回避することが目的。
- 12歳未満による免除は、入湯税の課税免除または不均一課税が適当と考えられるものとして、実務提要に例示されている。
- 補足すると、入湯税の課税免除等は、奢侈税的性格を考慮して、一般的に奢侈性がない、あるいはきわめて希薄であると認められるものに限って措置を講ずる余地があると考えられている。

分類	先行事例のまとめ・詳細	考え方
入湯税と宿泊税で免除対象を統一することについて	● 富士河口湖町（第4回 富士河口湖町宿泊税検討委員会 協議資料） ● <u>入湯税が12歳未満を免除としている理由については、担税力（税金の支払い能力）がないことに加え、子どもの健全な成育に必要な保健衛生上の配慮がある</u>とされています。 ※結論は、入湯税と免除対象を揃えない	● <u>入湯税を課していない市町村を含めた調和のとれた制度設計</u>が求められる。 ● <u>行政サービスの受益対象は年齢に関わらない。</u> ● 一定の年齢未満の者の宿泊行為の<u>奢侈性に関する整理については、入湯行為の整理に基づけば、担税力の観点で議論が必要。</u>
修学旅行等に対する課税免除	● 富士河口湖町（富士河口湖町宿泊税検討委員会 提言書） ● 課税免除の要件は、「<u>修学旅行その他学校行事</u>」のみ。 ● 先行自治体を参考に、修学旅行は<u>学校の教育課程上「学校行事等」に位置づけられる教育活動であり、年少者の健全育成に資するもの</u>であり、<u>公益性の観点から免除とすることが望ましい</u>と整理。 ● 和歌山県教育旅行（参考） ● <u>和歌山ならではの資源とSDGsを活用した教育的効果の高いテーマ型学習プログラム事業</u>を実施 ● 自然、文化、暮らしを題材にするなかで、<u>SDGsを意識づけた体験プログラム</u>を準備し、<u>これからの社会を支えていく子どもの成長を育む</u> (例) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全活動「道普請」	● 一方で、<u>入湯税と宿泊税は異なる税</u>であるため、担税力の観点のほか、<u>免除する公益上の理由をそれぞれ整理</u>することが求められる。 ● 例えば、<u>子どもを対象とした免除要件に「教育旅行」や「学習目的」といった例がある</u>ことから、次代を担う子どもたちの育成・支援に資するほか、<u>教育旅行の積極的誘致と、将来のリピーター獲得</u>に寄与する等の整理ができると考えられる。

方向性（案）

- 12歳未満を課税免除とすることについて、宿泊税は宿泊という行為そのものに担税力を見出すものである一方、教育旅行や学習目的という点に照らして免除している例があることから、慎重な議論が必要。子どもの体験に対して講じる公的措置や他自治体の事例を参考として、引き続き、検討を続けることとしたい。

制度設計に関する論点整理（まとめ）

- 宿泊料金と受ける行政サービスの関係性を踏まえ、どのような税率が適切か
- 宿泊料金に応じた税率区分（段階的定額制または定率制）とする必要があるか
- 宿泊事業者の事務負担について、どのような手法で対応するか
- 低廉な料金帯における税の負担感について、公平性の観点から配慮が必要か
- 宿泊者や宿泊事業者にとって、どの程度わかりやすい制度とするか
- 県と市町村の併課によって生じる課題に対して、どのような手法で対応するか

項目	内容	考え方
税率	一律定額制	宿泊料金と受ける行政サービスの相関性は低いと考えられるため、一定の額とする 宿泊者や宿泊事業者にとって簡素でわかりやすい制度である
	段階的定額制	宿泊料金に応じた税額を設定するため、応能負担を反映する手法である 料金帯を広く設定することで、税額計算を簡便にできるため、一定のわかりやすさ
	定率制	宿泊料金に応じた税額となり、宿泊者の理解が得られやすい 昨今のインフレ基調にも対応した制度である
課税免除	免税点 ※設けない場合	広く課税し公平性を確保することが適当であるとの考え 免税点付近の宿泊事業者の申告納付等の事務負担が軽減
	12歳未満 ※免除しない場合	年齢にかかわらず、宿泊客に対する公共サービスは同等であるという考え 入湯税を徴していない宿泊施設での年齢確認による事務負担が増えない

➤ 具体的な税額・税率は、本日の議論等を踏まえて今後検討

令和8年	観光審議会	観光振興財源検討部会	市町村との調整	宿泊事業者との調整
2月	第1回審議会（2/20） ・部会の設置 ・意見交換		アンケートの実施	
3月		第1回検討部会（3/24） ・部会長の選任 ・和歌山県の現状と課題 ・和歌山県の観光振興施策の方向性 ・観光振興財源確保の手法について ・今後のスケジュール ・事業者向けアンケートの確認		
4月				
5月				アンケートの実施
6月		第2回検討部会（6/3） ・宿泊税を活用した事業イメージ ・事業者アンケート結果について ・制度設計に関する論点整理		説明会の実施
7月		第3回検討部会 ・県内市町村との調整状況 ・財政需要 ・制度設計案	説明会の実施	説明会の実施
9月	第2回審議会 ・報告書の報告、審議 県への報告書の提出	第4回検討部会 ・説明会開催結果まとめ ・報告書案に対する意見交換 ・報告書提出に係る決議		
10月	パブリックコメント			
※その後の予定：県議会での審議、総務省との協議、制度周知等を経て導入				